

水戸市指定居宅サービス事業等基準条例等の一部を改正する 条例（案）

（水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部改正）

第1条 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第48条ただし書及び第54条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第58条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第65条ただし書及び第70条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第76条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第85条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1

項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第 2 条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）第 4 条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 89 条中第 7 号を第 9 号とし、第 3 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 90 条第 5 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第 99 条第 1 項中第 7 号を第 9 号とし、第 4 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(5) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 99 条第 2 項中第 7 号を第 9 号とし、第 3 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 99 条第 3 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 105 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 109 条中第 6 号を第 8 号とし、第 3 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 122 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 126 条第 4 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第 72 条第 1 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準第 2 条又は介護医療院基準第 4 条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 129 条中第 6 号を第 8 号とし、第 3 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 130 条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第 138 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 144 条第 4 項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)」を「身体拘束等」に改め、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 155 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第 155 条の 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第 163 条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 168 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 175 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 181 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 2 号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 182 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を同項第 5 号とし、同条第 2 項中「前項第 4 号及び第 5 号」を「前項第 3 号及び第 4 号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第 183 条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第 185 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第193条第1項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第195条中「及び第155条」を「、第155条及び第155条の2」に改める。

第198条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
ア ユニット 次に定めるところによる。

(イ) 病室 次に定めるところによる。

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。
- c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室 次に定めるところによる。

- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(イ) 洗面設備 次に定めるところによる。

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (エ) 便所 次に定めるところによる。
 - a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
 - ウ 機能訓練室 内法による測定で 40 平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。
 - (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - ア ユニット 次に定めるところによる。
 - (イ) 病室 次に定めるところによる。
 - a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。
 - c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
 - d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (イ) 共同生活室 次に定めるところによる。
 - a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- c 必要な設備及び備品を備えること。
 - (ウ) 洗面設備 次に定めるところによる。
 - a 病室ごとに設けること，又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (エ) 便所 次に定めるところによる。
 - a 病室ごとに設けること，又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては，2.7メートル）以上とすること。
 - ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し，必要な器械及び器具を備えること。
 - エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は，医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は，法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 第200条中第10項を第11項とし，第9項を第10項とし，第8項を第9項とし，第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第205条第5項を同条第6項とし，同条第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第206条第1項第2号を削り，同項第3号を同項第2号とする。
- 第207条中「第112条」の次に「及び第114条（第3項に係る部分に限る。）」を加える。
- 第209条に次の1項を加える。

9 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第227条において準用する第155条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第210条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第216条第9項を削る。

第218条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第218条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第224条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興

感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第227条中「及び第148条」を「，第148条及び第155条の2」に改める。

第231条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第240条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第241条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第245条中第7号を第10号とし，第6号を第9号とし，第5号を第8号とし，第4号を第5号とし，同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならない。

(7) 身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第245条中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては，利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で，利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに，医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ，提案を行うものとする。

第246条第1項中「内容」の次に「，福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え，同条第6項を同条第8項とし，同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後，当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め，同項を同条第7項とし，同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画の作成後，モニタリングを行うものとする。ただし，対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては，福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い，その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第 251 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 258 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 263 条中第 5 号を第 9 号とし、第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 263 条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第 264 条に次の 1 項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例（令和 3 年水戸市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項を次のように改める。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までの間、改正後の水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 3 項（新条例第 95 条第 1 項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第 33 条の 2（新条例第 102 条において準用する場合に限る。）

及び第 42 条の 2（新条例第 102 条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 70 条第 1 項ただし書、第 76 条、第 85 条、第 89 条、第 90 条、第 99 条、第 126 条、第 129 条及び第 130 条の改正規定 令和 6 年 6 月 1 日

(2) 第 1 条中第 35 条に 1 項を加える改正規定及び第 251 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第 144 条第 6 項（新条例第 172 条及び第 179 条において準用する場合を含む。）、第 163 条第 8 項、第 185 条第 6 項及び第 200 条第 8 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新条例第 155 条の 2（新条例第 170 条、第 172 条、第 179 条、第 195 条（新条例第 207 条において準用する場合を含む。）及び第 227 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 155 条の 2 中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新条例第 218 条の 2 の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例等の一部を改正する条例（案）

（水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部改正）

第1条 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第30条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第42条ただし書及び第47条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第58条中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同条第15号中「及び第10号」を「、第9号及び第12号」に改め、同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(9) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第61条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営

に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）
第 4 条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を
満たしているものとみなすことができる。

第 68 条第 1 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、「担当職員」の次に「及び
同条第 2 項に規定する介護支援専門員」を加え、同条第 16 号を同条第 19 号とし、同条
第 15 号を同条第 18 号とし、同条第 14 号中「第 12 号」を「第 15 号」に改め、同号を
同条第 17 号とし、同条中第 9 号から第 13 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 8 号を第 9 号
とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の
利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等
を行ってはならない。

(11) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並
びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 68 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同
号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加
える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受け
ていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の
作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等によ
り、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第 77 条第 1 項中第 7 号を第 9 号とし、第 4 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、
同項第 3 号中「前号」を「第 2 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次
に次の 2 号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者
等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っ
てはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並
びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 77 条第 2 項中第 7 号を第 9 号とし、第 3 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、
第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者
等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っ
てはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並
びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 77 条第 3 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号
を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者
等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っ

てはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 79 条第 4 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第 115 条の 11 の規定により準用される法第 72 条第 1 項の規定により法第 53 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準第 2 条又は介護医療院基準第 4 条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 92 条中第 15 号を第 18 号とし、第 14 号を第 17 号とし、同条第 13 号中「第 11 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 12 号を第 15 号とし、第 9 号から第 11 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 8 号を第 9 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(11) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 92 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第 97 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 103 条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第 1 項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）」を「身体拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第 106 条第 2 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第 2 項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改め

る。

第 108 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第 108 条の 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第 125 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 137 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 143 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 144 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を同項第 5 号とし、同条第 2 項中「前項第 3 号及び第 4 号」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改める。

第 145 条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第 147 条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 149 条第 1 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第 151 条中「及び第 108 条」を「、第 108 条及び第 108 条の 2」に改める。

第 161 条第 1 項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げると

おり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

ア ユニット 次に定めるところによる。

(ア) 病室 次に定めるところによる。

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。

b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。

c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室 次に定めるところによる。

a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備 次に定めるところによる。

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所 次に定めるところによる。

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法^{のり}による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に掲げるもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

ア ユニット 次に定めるところによる。

(ア) 病室 次に定めるところによる。

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。

c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室 次に定めるところによる。

a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備 次に定めるところによる。

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所 次に定めるところによる。

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使

用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に掲げるもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第164条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第165条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第173条に次の1項を加える。

9 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第186条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 174 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 179 条の次に次の 1 条を加える。

(口腔衛生の管理)

第 179 条の 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 180 条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改める。

第 183 条第 2 項を同条第 7 項とし、同条第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第 186 条中「、第 35 条第 2 項」を削り、「及び第 107 条」を「、第 107 条及び第 108 条の 2」に改める。

第 188 条第 11 号を削る。

第 197 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 203 条中「、第 35 条第 2 項」を削り、「第 180 条まで」を「第 179 条まで、第 180 条」に改める。

第 207 条第 1 項中「介護保険法施行令」の次に「（平成 10 年政令第 412 号）」を加える。

第 208 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 215 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 219 条中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 10 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(9) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 219 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法第 8 条の 2 第 10 項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第 220 条第 1 項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第 5 項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第 225 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 233 条中第 6 号を第 10 号とし、第 5 号を第 9 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っ

てはならない。

(8) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 233 条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第 234 条に次の 1 項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例（令和 3 年水戸市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項を次のように改める。

2 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、改正後の水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 3 項（新条例第 70 条第 1 項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第 28 条の 2（新条例第 75 条において準用する場合に限る。）及び第 36 条の 2（新条例第 75 条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 47 条第 1 項ただし書、第 58 条、第 59 条第 4 項、第 61 条、第 68 条（第 1 号の改正規定を除く。）、第 77 条、第 79 条及び第 92 条の改正規定 令和 6 年 6 月 1 日

(2) 第 1 条中第 30 条に 1 項を加える改正規定及び第 215 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（以下「新

条例」という。)第103条第3項(新条例第127条,第134条及び第141条において準用する場合を含む。)及び第147条第3項(新条例第166条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは,「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間,新条例第108条の2(新条例第127条,第134条,第141条,第151条(新条例第166条において準用する場合を含む。)及び第186条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,新条例第108条の2中「開催しなければ」とあるのは,「開催するよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和9年3月31日までの間,新条例第179条の2の規定の適用については,同条中「行わなければ」とあるのは,「行うよう努めなければ」とする。

水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例（案）

水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例（平成 25 年水戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項第 11 号を削り，同項第 12 号を同項第 11 号とし，同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に，「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 25 条中第 11 号を第 13 号とし，第 8 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 35 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え，同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に，「同項」を「前項」に改め，同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 48 条第 3 項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め，同条第 4 項第 11 号を削り，同項第 12 号を同項第 11 号とし，同条第 5 項ただし書及び第 6 項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第 49 条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第 52 条中第 9 号を第 11 号とし，第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならない。

(6) 身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 60 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 60 条の 9 中第 9 号を第 11 号とし，第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはなら

い。

(6) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 60 条の 24 第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 60 条の 30 中第 7 号を第 9 号とし、第 3 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 63 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 66 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 67 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 71 条中第 8 号を第 10 号とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(6) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 72 条第 1 項中「及び次条」を削る。

第 83 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第 190 条第 7 項第 4 号において同じ。）」を削る。

第 84 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

第 93 条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第 1 項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）」を「身体拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第 106 条中「講じるよう」を「講ずるよう」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第 106 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第 111 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 117 条の 2 の見出し中「禁止」を「禁止等」に改める。

第 121 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 125 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 128 条中「及び第 104 条」を「、第 104 条及び第 106 条の 2」に改める。

第 130 条第 7 項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの適用については、同号ア中「1 を」とあるのは、「0.9 を」とする。

(1) 第 148 条において準用する第 106 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 131 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 146 条第 2 項を同条第 7 項とし、同条第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努め

なければならない。

第 148 条中「第 100 条」の次に「, 第 106 条の 2」を加える。

第 150 条第 8 項第 3 号中「若しくは」を「又は」に改め, 「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第 152 条第 1 項第 6 号中「医療法」の次に「（昭和 23 年法律第 205 号）」を加える。

第 164 条の 2 中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て, 当該医師及び当該協力医療機関」を加え, 同条に次の 1 項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 前項の医師及び協力医療機関の協力を得て, 1 年に 1 回以上, 緊急時等における対応方法の見直しを行い, 必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 165 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 171 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め, 同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」, 「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては, 病院に限る。）」に改め, 同項に次の後段及び各号を加える。

この場合において, 複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を, 常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を, 常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い, 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 171 条第 2 項を同条第 6 項とし, 同条第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 1 年に 1 回以上, 協力医療機関との間で, 入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに, 協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 第二種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては, 当該第二種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に, 当該入所者の病状が軽快し, 退院が可能となった場合においては, 再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第 176 条中「まで」の次に「, 第 106 条の 2」を加える。

第 186 条第 5 項を同条第 6 項とし, 同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 188 条中「第 5 項まで」の次に「，第 106 条の 2」を加える。

第 190 条第 7 項第 4 号を削り，同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 191 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削る。

第 196 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において，又はサービスの拠点に通わせ，若しくは短期間宿泊させ，日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め，同条中第 11 号を第 12 号とし，第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 201 条中「及び第 106 条」を「，第 106 条及び第 106 条の 2」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 35 条に 1 項を加える改正規定は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間，改正後の第 93 条第 3 項及び第 196 条第 5 号の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間，改正後の第 106 条の 2（改正後の第 128 条，第 148 条，第 176 条，第 188 条及び第 201 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，改正後の第 106 条の 2 中「開催しなければ」とあるのは，「開催するよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間，改正後の第 171 条第 1 項（改正後の第 188 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「定めておかなければ」とあるのは，「定めるよう努めなければ」とする。

水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例（案）

水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例（平成 25 年水戸市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 46 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第 7 項」を「第 46 条第 7 項」に改める。

第 11 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 26 条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 36 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 46 条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第 47 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

第 63 条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第 1 項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）」を「身体拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次

の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第70条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第70条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第75条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第85条の2の見出し中「禁止」を「禁止等」に改める。

第86条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第90条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の

発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第 93 条中「及び第 68 条」を「、第 68 条及び第 70 条の 2」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 63 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 70 条の 2（改正後の第 93 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第 70 条の 2 中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する 条例（案）

水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例（平成 30 年水戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「が 35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じて得た数を加えて得た数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う居宅サービス計画の情報の共有等のための電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

第 8 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第 17 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第17条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、規則で定める場合に該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、規則で定める方法により情報通信機器を活用して、利用者に面接することができるものとする。

第17条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第26条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第26条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する 条例（案）

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例（平成 27 年水戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（担当職員等の員数）」に改め、同条第 1 項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項の規定により置く管理者とすることができる。

4 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 8 条第 2 項中「対し」を「対し、」に改め、同条第 3 項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第 14 条に次の 2 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 16 条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「介護保険法施行規則

(平成 11 年厚生省令第 36 号)」を「省令」に改め、同条第 4 号中「次章」の次に「(第 35 条第 30 号を除く。)」を加える。

第 25 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 35 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(次号において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の 3 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 35 条第 16 号アを次のように改める。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回、利用者に面接すること。

第 35 条第 16 号ウを同号オとし、同号イ中「月に」を「月(ただし書の規定による面接をする月を除く。)」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、規則で定める場合に該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間(以下イにおいて「期間」という。)について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、規則で定める方法により情報通信機器を活用して、利用者に面接することができるものとする。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 35 条に次の 1 号を加える。

(30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例（案）

水戸市指定介護老人福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第29条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第30条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第38条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第38条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第 39 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 45 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催）

第 45 条の 3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第 57 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 39 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の水戸市指定介護老人福祉施設基準条例（以下「新条例」という。）第 38 条第 1 項（新条例第 59 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新条例第 45 条の 3（新条例第 59 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 45 条の 3 中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例（案）

水戸市介護老人保健施設基準条例（令和2年水戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「医師，」を削り，同項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）

第22条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第29条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第36条第2項第2号中「又は」を「及び」に改める。

第37条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設は，入所者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては，病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において，当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い，入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第37条第2項を同条第6項とし，同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は，入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該入所者の病状が軽快し，退院が可能となつた場合においては，再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第38条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め，「重要事項」の次に「（以

下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条の2の次に次の1項を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第43条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第55条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第38条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の水戸市介護老人保健施設基準条例(以下「新条例」という。)第37条第1項(新条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第43条の3(新条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第43条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例（案）

水戸市介護医療院基準条例（令和2年水戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第29条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第36条第2項第1号から第3号までの規定中「又は」を「及び」に改める。

第37条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第37条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第38条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」

を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第43条の3 介護医療院は、当該介護医療院における入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第55条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第38条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の水戸市介護医療院基準条例(以下「新条例」という。)第37条第1項(新条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第43条の3(新条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第43条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。